

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録（12年4定）			
日 時	平成12年12月15日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時05分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、佐々木（勝）副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木（政）・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長、監査委員・選挙管理委員会両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に新谷委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「小樽市新行政改革実施計画第2次改訂案について」

○（総務）宮腰主幹

平成9年に策定した新行政改革大綱につきましては、平成13年度以降の行政改革におきましても基本的な考え方はかわらないことから、実施計画のみを改訂することといたしまして、大綱はそのままいたしました。また、新行政改革実施計画第2次改訂による行政改革の実施期間は、地方自治制度の改正や今後も予想される地方行財政制度の改正など、社会・経済情勢の変化が激しく、長期的な見通しが立てにくいことから、平成13年度から平成15年度までの3年間にしたいと考えています。

（資料に基づき説明）

○委員長

「財政健全化計画について」

○財政課長

本市ではこれまで毎年度の予算編成を中心としながら、特に重要課題等につきましては政策検討会などを行いながら事務事業の見直しと収支の改善に努めてまいりました。しかしながらなかなか財政構造の改善が進まない中で、今後しばらくは市税等の一般収入の増収に期待をできないと思われ、仮にこのまま推移すると今後の行政需要に的確に対応できなくなると判断せざるを得なかったものであります。ちょうど13年度は新行政改革実施計画の第2次改訂と21世紀プランの第2次実施計画がスタートする年ともなりますので、行政改革の積極的な推進によりこの健全化計画の実効性を高めるとともに、21世紀プランの第2次実施計画につきましては、今後この健全化計画を踏まえて策定することといたしております。

（資料に基づき説明）

○委員長

「事務事業評価システムの試行について」

○（企画）濱谷主幹

（資料に基づき説明）

なお、評価結果につきましてはそれぞれコメントをつけ、各事業担当課へ通知いたしました。また、内容改善の事業につきましては、今後検討結果を調査することとしております。

最後に、結果の総評と今後の課題についてであります。今回の試行に当たり事務事業評価システム導入の趣旨、目指すものなど、全庁的な認識の確立については、導入時に説明会を実施し周知を図りましたが、今後各部の担当職員の意見を聞いたり実務研修を実施するなどして、本格実施に向け内容の充実を図るとともに、より実効性の高い評価手法の確立に向け課題を整理していきたいと考えています。また、システムの手法については、都市部の先進事例が少なく、道府県や政令都市を参考にしながら、小樽市独自の検証システムを作成しましたが、評価基準や評価表、数値化、調書の様式等について今後さらに検討していきたいと考えています。また、評価結果では、廃止、休止、合併統合が少ない結果となりましたが、このシステムを導入したことにより、職員が個々の事業の活動指標や成果指標を設定することにより、改めて事業を見直し、職員の政策に対する意識を高め、政策形成能力向上を図るうえでもある程度成果が得られたものと考えられます。また、今後の課題としては評価結果を市民に公開していくことが望まれますが、その方法や第三者評価のあり方についてもさらに検討を進めていきたいと考えております。

○委員長

次に、本定例会に付託された案件について順次説明を願います。

議案第9号「小樽市青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例案」について

○（総務）総務課長

議案第9号 小樽市青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例案につきましてご説明いたします。

同条例案は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律、総務省設置法及び厚生労働省設置法の施行、いわゆる中央省庁の再編成が平成13年1月6日から実施されることに伴い、自治大臣が総務大臣などになるなどの用語を改正する必要が生じたので、関係する12本の条例を一括改正するものであります。

以上でございます。

○委員長

議案第13号「小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案」について

○（消防）予防課長

議案第13号 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本年6月1日、建築基準法施行令の一部改正が施行され、建築基準の政務規定化等が行われ、建築基準法上の用語の定義が改められましたので、これに準じて、同条例について改正しようとするものであります。

また、平成13年1月6日から施行される中央省庁の再編に伴う省庁名についても、同時に改正しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長

議案第17号「小樽市非核港湾条例案」について

○新谷委員

議案第17号の提案説明をいたします。

小樽市は市民の総意で1982年、核兵器廃絶平和都市宣言をしました。平和に対する市民の思いは強いものがあり、核兵器廃絶を求めた広島、長崎からのアピールは2年ほど前、市民の過半数の署名を集めています。

本会議でも説明したように、現在、朝鮮半島を含めた東南アジアは平和の流れが強く、1995年に東南アジア非核地帯条約が調印されて、97年に発効しています。非同盟、非核の大きな流れの中で、アメリカが日本に基地を持ち、居座る理由もなくなってきています。

ところが、アメリカがみずから公表している資料では、核兵器を積んだ艦船の日本の港への出入りは事前協議は必要ないという核密約があったことも明らかになっております。

神戸市では、この25年間、非核証明書を提示しない艦船は1隻も入港しておりません。

小樽市では、平成元年から12年までの間に軍艦は31隻入港しています。道内で一番多い数になっています。この中にはもちろん核兵器搭載可能艦も含まれています。また、キティーホーク随伴艦ビンセンスの上陸も法を無視したものであり、小樽市の自治権を踏みにじったものです。神奈川県大和市では、NLP被害に対し、市長は米軍との友好関係を絶つとまで宣言し、米軍の訓練をやめさせています。地方分権、地方自治が叫ばれている今日、主体性を持ち、きっぱりと核兵器を積んでいる疑いのある艦船の入港は断わるべきです。

非核三原則が堅持されているのであれば、非核証明書を提示させても何ら不都合なことはいずれです。市民の非核平和を求める運動も広がってきています。小樽市がこの非核港湾条例を制定することが、市民だけでなく、日本中の励ましになることでありますから、全会派の皆さんの賛成をお願いいたします。

以上です。

○委員長

請願第40号「通学バス代全額助成方について」

○学務課長

請願第40号 通学バス代全額助成方についてご説明いたします。

請願の趣旨は、通学にバスを利用する児童・生徒の保護者に対し、バス代の全額助成を求めるものであります。

バス通学助成につきましては、小学生は平成5年度、中学生は平成6年度より事業を開始し、平成11年度には助成対象期間を2カ月延長し、現行の4カ月としたところであり、当面この措置で推移を見てまいりたいと考えております。

○委員長

請願第41号「中学校適正配置計画実施計画、高等学校適正配置計画の見直し方等について」

○（学教）川原主幹

請願第41号 中学校適正配置計画実施計画、高等学校適正配置計画の見直し方等についてでございますが、項目が3点でございますので、1点目は私から、2、3につきましては学務課長が説明をいたします。

初めに、1の東山、石山、住吉中学校を廃校とする中学校適正配置計画実施計画の見直しを求める請願についてですが、これについては既に本年第3回定例会において石山中学校、東山中学校及び住吉中学校を平成14年3月をもって廃止する条例案が議決され、各学校においては関連校連絡協議会や当該校の準備委員会等で来年4月からの受け入れや送り出す準備にとりかかっているところでありますので、条例の議決に従い、来年4月から実施してまいります。

（「これ、理事者の説明、評価加えるの。評価加えた説明するのかい」という者あり）

○担当書記

今までの請願・陳情の理事者説明の中では、市長部局なりの見解というのは実際入れておりまして、その件につきましては議会活性化研究会で今後見直しという話も出ておりますので、見直す可能性はありますけれども、現時点では説明をいただいているのが現状でありますので。

○委員長

そういうことでございますので、よろしくご理解を。

（「納得はしません」と呼ぶ者あり）

○学務課長

続きまして、2、3についてご説明いたします。

2の請願趣旨は、北海道教育委員会で決定されました平成13年度の公立高等学校適正配置計画において、桜陽高校の定員が一問口削減されたことに関連し、計画の見直しを北海道知事に要請するよう求めているものであります。

公立高校の適正配置計画につきましては、計画案公表前の8月28日、公表後の9月22日の二度にわたり、市長、市議会議長、教育委員会委員長の連名で道教委に対する陳情と知事に対する要請行動を行ってきたところであります。

続きまして、3の請願趣旨は、30人学級の実現を北海道、国に要請するよう求めているものであります。

学級人員の引き下げにつきましては、従前より北海道都市教育長連絡協議会や全国市長会を通じて要請しているところであり、今後もこうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、陳情第50号「星野地区への公的避難施設設置方について」

○（総務）長瀬主幹

陳情第50号 星野地区への公的避難施設設置方についてご説明いたします。

陳情の趣旨につきましては、星野地区に緊急の災害時における避難場所となり得る公的施設を設置してほしいと

いうものであります。

この地域は小樽市の東南に位置し、札幌市に隣接する良好な宅地として人口増が期待されているところであります。現在、この地域には、公的施設の建設計画はございませんが、今後同地域の人口動態や宅地開発の動向などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長

陳情第51号「小樽市西部地区への救急車配置要請方について」

○(消防)総務課長

陳情第51号 小樽市西部地区への救急車配置要請方につきましてご説明申し上げます。

陳情の趣旨は、西部地区は小樽環状線が完成して広域農道とも接続されたことや、国道5号線の拡幅工事など道路網の整備に伴い、通行車両の増大したことに起因する交通事故が多発している状況にあること。また、この地域は住民の高齢化率が高いことから、一刻を争う救急出動において現場到着まで相当の時間を要するなどから、救急車を西部地区にも配置してほしいというものでございますが、昨年の西部地区への救急出動は257件で、全体の4.9%となっており、そのうち、陳情にございます交通事故や急病といったものが206件で約8割を占めてございます。

消防本部といたしましては、現在稼働しております4台の救急車で支障なく救急需要にこたえておりますが、この4台をバランスよく配置し、効率よく運用することが今後の課題でございまして、現在進めております消防署所の適正配置を検討している中で、陳情の趣旨をも含めまして、救急車の適正な配置につきましても慎重に検討していかねばならないものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は共産党、民主党・市民連合、公明党、自民党の順といたします。

○新谷委員

◎小樽市新行政改革実施計画第2次改訂案について

初めに、小樽市新行政改革実施計画についてお伺いたします。

13年度以降の実施計画の基本的な考え方について述べておりますけれども、職員の担当業務について専門的知識や能力が要求され、さらに事務量が増加するとしています。職員の倫理規定も策定されまして、第2条には「公正な職務の遂行に当たるとともに、市民の福祉の増進を目指して職務に専念しなければならない」とありますね。

この点から考えて、職員の60人以上の削減、それから時間外勤務の抑制、これで本当に職員に負担がかかって、ひいては市民サービスの低下につながらないかということが懸念されますが、これはいかがですか。

○総務部長

行政改革、今までも実施計画に基づきまして、職員の削減についても5%ということを目標として今実施してきておりまして、ある程度事務部門の関係につきましては相当の今までの成果を上げてきているわけですが、今後いろいろ今委員からのご質問にもありまして、地方分権だとか、いろいろ道からの事務移譲だとか、いろいろな関係の変化もありますので、その対応はもちろん必要でございますけれども、いろいろ部門別に例えば現場関係だとか、そういうところがいわゆる果たして正規職員でどうしても必要なのかということも検討を加えながら、できれば職員の削減についても引き続いて努力したいというふうに考えておりまして、当然そういう面では行政サービスの低下を招かないように注意しながらやっていこうというふうに思っております。

○新谷委員

◎消防出張所の適正配置について

今、ご答弁いただきましたけれども、行革によって市民サービスが低下するということは本当にあってはならないことだと思いますけれども、中のことについて質問いたします。

№14の消防出張所の適正配置等についてなんですけれども、出張所及び職員の適正配置計画の策定は12年度というふうになっていますけれども、現在これは策定中なんですか。

○(消防)総務課長

この適正配置計画につきましては、平成10年に私ども部外に検討委員会を設けまして、一定の方針を出しておりましたが、国の消防力の基準の改正が本年の当初にございまして、それらとの適合調整を図らなければならない、そういった作業を続けておりますが、本年度中にこれらを取りまとめまして、何とか策定する予定でございます。

○新谷委員

前回の委員会で、北野委員が現行と新基準に基づく職員数について聞きました。その差17人はいつ充足するのかという質問しましたけれども、今後は新基準をもとに考えていきたいという答えでした。適正配置というのはこの新基準に基づいた人員配置なんですか。

○(消防)総務課長

3定で北野委員のご質問にもご答弁申し上げましたが、このたびの消防力の基準の改正によるいわゆる職員数につきましては、市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針ということでございまして、当然この基準を参考にして小樽市の職員数を定めたいと考えてございます。したがって、この職員数につきましては署所、それから車両などとともに適正配置計画の中でお示ししたいと思いますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○新谷委員

今、救急車のことも出ましたけれども、先ほど現行4台で間に合っているということでしたけれども、今回陳情が塩谷、桃内、蘭島の西部地区から出ましたね。その陳情の中に、蘭島まで35分以上かかって来ることがあるというふうに書いてありましたけれども、これはどんな理由だったんですか。

○(消防)警防課長

昨年の数字ということになります。塩谷、蘭島方面の救急出動におきましては、現場到着までの平均時間、約14分ということでございます。

救急出動におきまして、一時的に市内全般の救急出動が場合によっては重なる場合がございます。そういった場合におきましては、先に出動しました救急車が患者を医療機関に収容した後、そこから次の救急現場へ直接向かうと、こういうこともございまして、そんなような場合、若干時間を要するものでございます。

○新谷委員

そうすると、時間帯によっては、4台がフル稼働になって重なるという場合があるということですね、患者さんを運ぶのに。そういうことですね。

○(消防)警防課長

1年間の平均を見ますと24時間の時間帯、ほぼ出動件数、平均にならしますと平均してございますけれども、場合によっては一時的に重なる場合もございます。

○新谷委員

この資料を出していただきましたけれども、過去5年間の救急出動件数、だんだん増加しています。去年は特に多かったようなんですけれども、この理由はどういうふうにお考えですか。

○(消防)警防課長

最近の救急患者の状況でございますが、循環器疾患の患者、あるいは心肺停止といったようなことで複雑となっ

てきてございます。救急種別を見ますと、最近急病の増加が目立っているところでございます。特に昨年は、一昨年11月から1月にかけてインフルエンザが大変流行したわけでありまして、1月の救急出動件数、前年と比較しまして、約5割増しという形の中でスタートしたわけでありまして、

さらには、7月、8月が猛暑でありまして、連続食中毒警報の発令があったと、このような状況の中で具合の悪くなる方が非常に多かったと、こういう状況になってございまして、昨年の出動件数、当市救急業務を開始して以来の過去最高の件数となったわけでありまして、

○新谷委員

この資料を見た限りでは、西部地区というのはこの3つの中では一番低くはなっていますが、さっきの陳情にありましたように救急車が35分かかる場合があると。しかも循環器、心肺がそういうことで、そういう疾患が多くなっているということですね。心筋梗塞の場合はこんなふうに時間かかったら亡くなるというケースも多くあると思うんです。ですから、基準どおり5台にして、距離やその時間帯など見直して、適正に配置すべきだと思うんですが、いかがですか。

○(消防)警防課長

国の基準が変わりまして、国基準5台に対しまして現有4台というふうなことでございまして、確かに1台の開きはございます。

先ほどもご答弁いたしましたが、昨年は救急業務開始以来、昭和34年から救急業務を開始してございますが、過去最高の件数となったわけでありまして、現有4台の救急車で支障なく対応してきたものと考えてございまして、ご指摘の点につきましても今後の出動件数の推移を見ながら十分検討してまいりたいと、こんなふうに考えてございます。

○新谷委員

ぜひ、そのようにお願いいたします。

それで、今、歳末特別警戒の時期です。各消防団の方々、本当に寒い中ご苦労さまだと思いますけれども、大体2時間ぐらい見回りをするそうですけれども、その間詰め所でストーブをたいています。その経費は町内会の年間の運営費で賄っているということなんですね。ところが、町内会ではだんだん負担が大きくなってきて、この経費をやっぱり市で見てもらえないかという声が寄せられております。

もう1つは、これは1つの分団なんですけれども、新しく詰め所をつくるのに町会に頼んだんですけれども、町会では断られたそうです。そこで、分団員の報酬を3年分出さないで、その分を積み立てて中古のプレハブを購入したということなんですね。これを聞いて本当に驚きましたけれども、この詰め所の建設というのは町会の責任でもないし、ましてや分団員が自分たちの報酬をもらわないで積み立てて建てたということですが、そういう責任でもないと思うんですが、こういう実態を把握しておりますか。

○(消防)総務課長

私ども、本年の4月から消防本部と消防団本部の事務の一元化ということで、消防本部で本年4月から事務を携わってきておりまして、各分団にいわゆる管轄する町会の後援会があるということは私ども承知してございます。

それで、ただ消防団は戦前のいわゆる消防組というのがございまして、そういったいわゆる伝統、自分たちの住む町は自分たちで守るというような、そういった伝統から、地域住民に信頼されてきた経過もございまして、現在まで各町会の後援により運営されてきた経過もございまして、今委員ご指摘したいいわゆるストーブの燃料、そういったものも含めまして、ちょっと事情を聞いてみたいと思っております。

それから、もう1点はいわゆるプレハブの詰め所の件でございまして、この詰め所を新築したということは私ども承知してございますが、団員の報酬の一部、そういったものを財源という件につきましては承知してございせんが、これらにつきましてもよくよく事情を聞いてみたいと考えてございます。

○新谷委員

実態をぜひ把握していただきたいと思いますが、最終的にこういう費用については市として負担するおつもりでいらっしゃいますか。

○消防本部次長

ただいまの委員のご指摘の件でございますけれども、消防組織法の中でも、市町村が消防の責任を十分果たす責任があるということが規定されてございます。

そういった中で、先ほど総務課長ご答弁申し上げましたけれども、この4月から事務の一元化ということで消防本部と消防団本部を1つにしたということでございますので、各町会にあります各分団、そういったものの状況を十分把握しまして適正に対応してまいりたいと、そのように考えてございます。

○新谷委員

◎学校給食調理業務の見直しについて

それでは、次に学校給食の方に移りたいと思います。

学校給食、調理業務の見直しの内容で、学校給食調理員の適正配置について、これはどういうことでしょうか。

○学校給食課長

生徒・児童の減少に伴いまして食数減、あるいはまた調理員のいわゆる退職期を迎えていると、こんなようなこともございまして、そういった中で効率性も考えながら、適正な配置をしていきたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

それでは、調理業務の運営方法とは民間委託もあり得るということですか。

○学校給食課長

現在、2共同調理場、7単独調理校で給食を実施してございます。そういった中で、基本的には直営方式でやってございますけれども、主食のパン、それから米飯給食、それから温食の配送業務につきましては民間委託でやっているというのが実態でございまして、いろいろ運営を見直すということになれば、それらも視野に入れながら、検討していかねばならないのかなというふうに思っております。

○新谷委員

給食というのは、ただ食べられればよいという問題ではないと思うんですけれども、まず第一にその安全面ですね。O-157などの食中毒、また遺伝子組み換え食品の問題、それから添加物の問題、さまざま問題あると思うんですけれども、民間委託でこういうようなことをクリアできると思われませんか。

○学校給食課長

いわゆる調理部門においてのご質問かと思いますが、私ども栄養士を配置いたしまして、そこら辺につきましては当然衛生管理の徹底、あるいは食材のチェック、そういったものも含めまして運営してございますので、そういった面ではある程度、民間に仮になったにしても、そういったところでチェックはできるんじゃないかなというふうに思っております。

○学校教育部長

今の調理業務の関係でいきますと、現在炊飯業務につきまして民間の方に委託をしてございます。確かに、ご指摘の件というのは大変重要なことでございまして、私ども今契約の中で安全性については十分配慮する、そういう条項のもとでやっているんですけれども、それでいかどうかという問題もございまして、さらにはこの辺の施設におけます安全面の点検ですとか、あるいは管理面でそういった問題もございまして、今後そういった契約の内容に従って、民間におけるそういう施設につきまして十分な、私どもも入った中で、安全性に留意してまいりたいなというふうには思っております。

○新谷委員

何もなければそれに越したことはありませんけれども、いろいろやっぱり例えばO-157また出てきた場合とか、責任の所在がなくなるんじゃないでしょうか。それはどうですか。

○学校教育部長

確かに、学校給食というのは設置者のもとで行いますので、設置者の責任で安全面を含めたことを十分にやっていかなくちゃ、そのとおりだと思います。

しかしながら、業務の中身によって委託ということも考えられると、こういうことで現在炊飯業務の関係をやっているわけですが、先ほど言ったように安全面についてはそういった施設面の、民間における施設面のそういった面について十分配慮されるよう今後ともそういった受託者とも協議をしながら、チェック面については十分配慮してまいりたいというふうに思っています。

○新谷委員

教育的な観点からも、自校方式というのも見直されているんですけども、この単独調理校をなくす方向でいるんですか。

○学校教育部長

私ども、給食の基本方針というのをつくってございまして、その中でおきましては、単独調理校におきましては調理場の移行について検討するという1項目を掲げてございます。現在もそうですけれども、これからさらに児童・生徒が減少していく、そういったことを考えた場合に、やはり児童・生徒の減少に応じた運営体制というものを検討する必要があるございまして、そういった方針を掲げているところでございます。

しかしながら、単独調理校につきまして存置いただきたいという教育関係団体からの要望もございまして、さらには今後小学校適配の中で全市的な検討もするというのもございまして、まだ現在結論は出しておりませんが、課題としては考えてございます。

○新谷委員

この計画では、どうしてもコスト縮減ということの効率化ということが先行していて、子供たちのことが後回しになっているような気がするんですけども、やっぱり給食のおばさんがいて、その時間になったらおいしいにおいがして、給食が温かいものが食べられる、これが一番いいんでないかなと思うんですね。

特に、学校給食、単独調理校ですね、市の防災計画の避難場所にもなっておりますし、炊き出し施設にもなっているんですね。もしものときには、そういう点では大変大きな力を発揮するというふうに思うんですけども、その点ではいかがですか。

○学校教育部長

そういったことも要望の理由の一つとして私ども受けてございますので、そういった要望の内容につきましてこれから十分協議をして、結論を出していきたいというふうに思っています。

○新谷委員

民間委託はやめて、自校方式は残すべきだということを要望しておきます。

○新谷委員

◎行政不服審査を行う機関の設置の検討について

次に、行政不服審査を行う機関の設置の検討についてですけども、この中身を説明してください。

○総務部宮腰主幹

現在、市なりの行政機関が処分をした場合、例えば許可、認可、そういったような処分をした場合に、その処分の内容に不服があるというような場合に市に対して行政不服審査法に基づく審査請求、あるいは異議の申し立てとすることができることになっております。

これを今現在では各担当部が、そういうような申請、申し立てがあった場合には各担当部が受けるという形になっているわけですが、地方分権一括法が施行されて、これら担当事務が今後ふえていくだろう。さらに事務量だけではなくて、市の最終的な責任といいますか権限といいますか、そういった事務もふえていくだろうと。

今まではそれほど数多くありませんけれども、今後そういったことから異議の申し立て、あるいは審査請求というものがふえてくるのではないだろうか。そのときに各原部に任せるのではなくて、行政不服審査委員会というようなものをつくって、そちらの方で対応していく方が公正さの確保になるのではないかという考え方です。

○新谷委員

そうしますと、庁内での検討というふうになりますよね。

○総務部宮腰主幹

今現在、今までの旧制度のもとでは、こういう行政不服審査請求、あるいは異議の申し立てという件数は数年に1度あるかないかという数でした。今後どれだけの行政需要といいますか、そういったものが出てくるのか、今の段階ではよくわからないものですから、当面は市内部の組織として、いわゆる市長の補助機関である委員会という位置づけで考えております。

○新谷委員

庁内だと、どうしても公正、それから透明性が薄れるような気がしますけれども、まったく公正に見られる第三者を入れる必要があるんじゃないでしょうか。

○総務部宮腰主幹

今も申し上げましたとおり、現在のところは数年に1件あるかないかというような状況なものですから、ここで今おっしゃるような一般市民といいますか、こういう中で審議会という形で付属機関として位置づけるというふうなことをしますと、付属機関は設置はしたけれども、やるべき仕事がないということも考えられるというようなこともあるものですから、当面は市長の補助機関である委員会という位置づけの中でやっていて、件数がふえてくるといようなことがあれば、その時点で付属機関としての設置ということも考える必要が出てくるだろうというふうに考えております。

○新谷委員

わかりました。

◎事務事業評価システムの試行について

それでは、事務事業評価システムの試行についてお尋ねします。

このシステム導入の目的に、先ほど説明がありましたけれども、より一層市民のサービスと市民福祉の向上を図っていくということを述べておりました。

この事業の中の福祉バス運行事業、ふれあいバス事業、重度障害児見舞金、街路灯助成事業についてはどういふふうに考えているんですか。

○（企画）濱谷主幹

事務事業評価システムの内容改善の中で福祉バス、それからふれあいバス事業、重度障害者見舞金、街路灯助成事業、この4つについてどう内容改善していくべきかというご質問かと思いますが、福祉バスにつきましては現在大型バス、みどり1号、それからマイクロバス、みどり2号というもの、福祉バスがございます。

このバスにつきましては、社会福祉協議会に委託いたしまして、私ども、この評価システムというのは先ほどご紹介しましたように第1次評価、第1次検証、第2次検証ということで、原課で一番最初に検証していただいて、その後評価委員会という形で検証する中で、この福祉バスの利用状況を見た場合に、いろいろな団体が使われているわけですが、娯楽レジャー関係の利用もかなり目立つということで、こういったような利用についてはある程度実費負担、ガソリンの実費負担だとかという、そういうものも検討してもいいのではないかというようなこ

とで、その運営のあり方について検討してみてもということで評価をいたしております。

それから、ふれあいパスについては、これは既に庁内で検討を進めているわけですが、これは高齢者のニーズの高い事業ということでありますけれども、対象者がこれからどんどんふえていくということで、これを継続していくためにはやはり今70歳以上全員対象ということでやっておりますけれども、こういうやり方でいいのかどうかということで検討が必要でないかということで内容改善の中に挙げたわけでございます。

それから、重度障害者の見舞金でございますけれども、これは昭和48年から始まっている事業で、進めている事業でございます。目的は経済的な負担ということで、重度身体障害者の経済的な負担ということで始めたわけでございますけれども、年間5,000円ということで経済負担の軽減につながるのかどうかということを考えた場合に、これはまた例えば何かほかの事業を創設して、そういったような重度障害者のための事業を新たに、効果のある事業を進めた方がいいんじゃないかというような視点から、見直しをということで挙げたわけでございます。

それから、街路灯の助成でございますけれども、これは昭和37年から進めている事業でございます。維持費の関係なんですけれども、当初は60%ぐらいの補助でございましたけれども、昨今電気料金がかなり値下げをしております。そういったような形で現実的には今70%ぐらいの補助ということになっております。そういったようなことで、社会情勢の動きに合わせて、そういったものの見直しが必要でないかという観点から評価して、内容改善としたものでございます。

○新谷委員

ふれあいパスについては、代表質問で市長が見直しをしていきたいというような答弁をしていましたけれども、20年かかってようやくできた制度です。しかも、老人世帯の上下水道の減免制度だとか敬老祝金の支給をやめた、そういう一方でできた制度です。ですから、市の負担が多くなっているというふうには思っていないんですけれども、いずれにしても、どの問題とっても福祉の後退にならない、そういうことを念頭に置いていただきたいと思うんです。

それで、ちょっと時間がないので次に進みたいんですけれども、この事務事業評価システムも、市の1課だけでなく、十分市民の意見を聞いて進めるべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○（企画）濱谷主幹

これは先ほどご説明申し上げましたが、現在試行という形でスタートいたしました。それで、試行で進めた中で今後本格実施に移っていくわけでございますけれども、その中で本格実施になった時点でこの内容については市民に公表していかなければならないと思います。そして、ただ公表するだけでなく、公表した結果、市民の意見をいろいろ吸収していかなければならないというふうに考えておりますので、どういうやり方でそれをやっていくかということは今後検討していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

◎通学バス代助成について

もう1つ、通学バス代の請願が出ています。この前に、私、通学路の実態をぜひ見てほしい、調べてほしいというようなことを言ったと思うんですけれども、この実態はつかんでいますか。

○学務課長

すべての通学路、私ども承知しているわけではございませんが、各学校から交通量、あるいは坂、あるいは夜間の暗さ等々というようなことで要望等がございます。そういった部分があれば、私ども担当の方でその実態調査をしております。

○新谷委員

この前、1週間くらい前ですけれども、春香から張碓の通学路を見てきました。海側には歩道がありませんね。山側も今雪で道がありません。国道拡幅工事で大変危険な状態になっています。とても歩いて通学できるところで

はありませんよね。こういう状況と、それからバス代が負担になって、定期代を長く使うためにバスカードを使って、歩けるときには歩いているという中学生もいるんですよ。

ですから、全額助成をしてほしいという請願ではありますけれども、実際に話を聞いてみるとせめて冬の間、今4カ月、その半分になっていますけれども、冬の間だけでも安全に通えるように全額、冬期4カ月ですね、これをしてほしいと言うんですよ。あと今345万円くらいの上乗せで実行できると思うんですけれども、いかがですか。

○学務課長

確かに今、委員ご指摘のとおり現行の基準の小学校2キロ、中学校3キロという距離基準の中でも、いわゆる特に冬期間の部分については、ほとんどの児童・生徒がバス通学をしている実態というのは私どもも承知しております。

現行2分の1助成で、11年度決算額では数値を合わせて320万円ほどの予算額ですから、4カ月間の全額補償した場合その2倍程度ということで、予算措置についてはそういったことだろうというふうには理解をしております。

ただ、保護者負担軽減の項目というのは、私ども多くの項目で要望も強く、予算措置もしていかなければならないということもございまして、平成11年度にバス助成につきましては1カ月間ではありますけれども延長を講じておりますので、もうしばらく推移を見てまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

それは1カ月延びたことで保護者は喜んでおりますけれども、またさらにこうやって請願が出ているわけですから、ぜひそういう父母の声を聞いて、前向きに検討していただきたいと思います。

私はこれで終わります。

○北野委員

◎財政健全化計画について

最初に、財政健全化計画について幾つか尋ねます。

市財政の厳しい事態を打開するために努力されて、この間計画立てられたことに敬意を表しますが、財政が厳しい主な要因は税収の低迷と公債費の増加と分析しています。

尋ねたいのは市立病院の建てかえ、ごみ焼却炉の建設費が盛り込まれていませんけれども、これらの2つの事業だけで膨大な公債費負担となってきます。計画のポイント、12月1日に私たちに配られたまえがきの2ページに市債発行額の抑制、括弧して「残高を増加させない」というふうに書かれているわけですが、こういうことで本文にある「一定の目標を持って財政運営に当たる」と言いますが、これで健全化計画に盛り込まれたいわゆる再建が可能かという疑問が生ずるわけです。この点について説明してください。

○財政部長

今回お示ししました健全化計画は13から17という形、5カ年の集中的な、これも一般会計ベースの中でのお示しをしてございます。

具体的には今挙げられましたけれども、確かに病院なりごみなりというのはこの計画に盛り込まれていません。現実的に申し上げますと、病院の場合は建設費は全部病院の企業会計で起債を起こす形になります。それで、それに対する一般会計の繰出金という形になるわけです。ですから、仮に15年度から建設しましても、一般会計の繰り出しに影響を与えるのは18年度以降ということもありますから、まず、そういうこともあるし、当然ここに入っていないけれどもですね、そういう不確定がまずあるということ。事業費も決まっていない。そういう中では、今この中でいつのところへ盛り込むのかということはなかなかできないというのが現実であります。

ごみについても、ご存じのように連合でやりますと、連合の方で起債を立てる。それに対する新港の負担金と同じような、負担金という形になっていく。これも3年後とか、そういう形でしか出てこないというふうなことであ

りますから、あくまでも最短でやっても18年度以降だという形もあるんです。

しかし、そういう事業をやる場合においても、この計画がないと、それらがどういう形になっていくかという、一般財源なり収支の状況ですね。これを見る場合においても、この計画を立てなければ、ほかの事業との関係で調整が難しいということもありますから、そういうことを見据えて、これを基本にしてそれを見据えていかなければならない、こんなふうに思っております。

○北野委員

わけはわかりましたが、しかしここで言っている財政健全化の基本は変わらないわけですからね、しばらくの間は。だから、17年度まではそういうことかもしれないけれども、早ければ部長おっしゃるような2つの事業が出てくると。そのほかに21世紀プランの第2次計画も予定されていると。この中で計画されたものが全部事業として具体化するかどうかということは今後の問題ですけれども、しかしどうしてもその中で事業として具体化しなければならないものも出てくるわけですよ。

そうすると、市債の残高を増加させないという基本方針のもとにこれらの事業が展開されれば、他の方の事業に大幅な影響が出るのではないかというふうに思うんですが、その区別と関連はどう理解したらいいですか。

○財政部長

今、21世紀プラン、これも市長からも代表質問等のやりとりの中でもお話ししましたけれども、こういう計画を立てて21世紀プランに乗っけていくという形で、一応12月現在の4定ベースで固定化してつくってあるわけですね。

ですから、当初、新年度予算編成時に実施計画の言うなれば13、14、15、3カ年のおおむねの事業費が大体見えてきます。その中では当然これ修正して、どういう形になっていくかというのが一つありますけれども、これを見て、今52億で普通建設と見ていますから、それらがどういう推移をするかということがありますね。

委員がご心配されているその起債との関係ですけれども、私どもは今ピークが80億なり90億と一応一般会計の中で見ていますから、それを償還を下回る形で取り入れていこうという形を基本にしているわけですね。ですから、あくまでも、起債の方は建設事業が主たるものですから、その辺でほかとのソフト事業との関係はそう大きく起債との触れ合いでは影響してこないだろうと。

ただ、建設のポイントは、箱物であるとか基盤整備だとかの部分はそれらの優先順位を決めていかなければなりませんけれども、ただ52億という普通建設を見ているというのは結構高いベースで見えていますので、ですから、これから予定されている実施計画の中でも一応予定されているものを盛り込んでも、この辺は大きく変動がないのかなと思います。

いずれにしても、予算編成後においてはその辺の姿が見えますから、一部修正した形でこれをお示しするといえますか、1定のときにはそんな形になろうかなと思います。

○北野委員

資料として渡された本文の2ページ、計画策定の基本的な考え方の中から括弧を除いて2つ目のセンテンスですね。ここで「21世紀プランの第2次実施計画の策定に当たっても、本計画を十分念頭に置いてその作業に当たる」と。部長の再三にわたる答弁を念頭に置いてこの文を読めば、21世紀プランの実施計画というのは、押さえに押さえられたおもしろくもない計画になって出てくるんでないかというふうに思うんですよ。そういうことで小樽市のこれからのまちづくりが果たして進められるのかという心配があるんですよ。この辺は各部ではそれぞれ創意工夫を凝らして、こういうふうにしたいというのはどんどん立てられると思うんですよ、プランですから。だから、その辺の基本的な整合性はこういうふうに考えていますか。

○財政部長

この計画を示すときに一応お話ししましたけれども、21世紀プランの大枠、例えば政策にかかわるものとか、市民生活に大きく影響をする事業等については、一応市長ヒアも一定程度行っている経過がございます。ですから、

そういう数字、一定の数字というのは見据えていますけれども、なかなか決まっていますからお示しをしていないという部分がございます。

ただ、委員おっしゃっているように、どれだけ魅力ある事業を、魅力あるというかサービス向上の事業が示せるかというのはこれからですけれども、ただ第1次の実施計画のベースからいきましても、そうこれに縛られて、これを見据えますけれども、これに縛られて、非常に縮減の事業展開という形にはならないんでないかなと、こういうふうに思っておりますので、それぞれご意見ありますから、十分満足いけるような政策展開になるかどうか別にしましても、それは最終的に市長が判断をして優先順位を、その実施計画の柱立てと公約とのバランスの中で示されていくんだろうというふうに思っております。

○北野委員

部長はいつまでも財政部長でないかもしれないから、げたを市長に預けて、ちょっとこれは議論の要するところですね。

それから、この問題の最後に、マイカルに巨額の税金を投入してその償還が始まっていると思うんですけれども、マイカル関連の起債の償還、これ年度別にどうなっているか。それから、全体の起債償還額との関係はどうなっているか。これ全会計で見るのが妥当なのか、一般会計、特別会計で見たらいいのか、その辺ちょっと私はまだ熟慮していませんけれども、その当たりも念頭に置いてご答弁いただきたい。

○財政課長

まず、会計の把握の問題といたしましては、当初この計画ができたときに、たしか156億とかというレベルで全体事業費をお示ししていたかと思います。それは一般会計だけではなくて、下水道なども含みました全部の会計でお示しをいたしておりますので、ただいま申し上げます数字もそのベースで申し上げたいと思います。

実際には、7年度から事業が立ち上がってございますので、元利償還は平成8年度から始まっておりまして、平成8年度に300万、この年ぐらいはまだ利息程度でございますので、平成9年度2,500万、10年度6,800万、11年、12年で1億台に乗りまして、13、14と3億台、15年で4億7,000万ほど、16年からしばらくは5億台で元利償還が推移すると思われます。

それで、全会計の元利償還に占めます割合でございますけれども、最初のうちの部分につきましては利息の払いが多いものですから1%にも満たませんけれども、平成15年の4億7,000万ぐらいの償還になるころからは、3%弱は上回るぐらいの割合になるものと考えてございます。

○北野委員

これは市長に尋ねますが、今課長が答弁されたマイカル関連の市債の償還額、全体というか全会計に占めるパーセントが3%台、4%近くになるということについて、市の財政の圧迫とならないかという心配に対してはどういう見解をお持ちですか。

○市長

確かに3%台ということで推移いたしますけれども、この起債の導入に当たりましては交付税措置といいますか、そういうものもありますので、大体60%ぐらいの交付税措置がありますので、この償還金につきましては予定どおりといいますか、健全化計画の中でも見込んでおりますので、そんな方向でやっていけるだろうと思っております。

○北野委員

これは後でいいんだけど、何かにつけて事業をやる場合に交付税で見られるという、全額か何十%かわかりませんが、全部そこに振っていくわけだけでも、交付税そのものの国の会計だって、借金で大変なんですからね。そういうのを全部交付税で、交付税でといって、色ついてくるわけでないから、果たしてそれが小樽市の財政負担になっていないというふうに言い切れるというふうには思わないわけですね。このあたりについては議論のあるところですから、市の財政当局の方も検討しておいていただきたいというふうに思うんです。

○北野委員

◎非核平和問題について

次に、非核平和の問題で尋ねたい。

1950年以降、アメリカ自身が公表している核兵器の重大事故の状況について掌握していれば説明してください。

○(総務)総務課長

昨日来、北野委員からのお話ございましたので、過去の新聞等の中で調べさせていただいた段階で、情報持っていないので、そのレベルでのお話となります。

特にということで、これは1989年に報道された記事の中に、いわゆる1965年ですから、昭和40年ですね、の12月に米空母の「タイコンデロガ」という船が航行している途中に、搭載機であるA-4Eスカイホーク、今水爆が搭載されていたと言われておりますけれども、それが甲板から落ちて水没したと。これが沖縄本島から320キロ、それから一番遠い日本の領土からは約110キロぐらいのその海域に水没したと。これが当時非常に、その時点ですぐ米軍側からの公表はなかったんですけれども、先ほど申し上げましたように1989年にいわゆるアメリカ側の民間の研究機関といいますか、そういったところからの情報として公表されたということが報道としてなされてございます。

○北野委員

これはアメリカ自身が積極的に発表したというのではなくて、隠し続けていたのをニューズウィーク紙がすっば抜いて、1950年以降、80年くらいまでの間に重大な核兵器の事故だけでも32件起こっているということになっているわけですね。

今、申し上げた艦船によるものもありますし、航空機が墜落して、安全装置6つのうち5つまで外れて、あと1つ外れたら水爆が爆発すると、こういう大変危険な事故まで引き起こしているわけですね。だから、核兵器は絶対安全ということはないというふうにこの事実は教えていると思うんです。

そこで、市長にお尋ねしますが、非核の世論が小樽でも年々高まっているわけです。これは核兵器の破壊力は想像を絶するものだということが前提にあると思うんですが、この世論の高まりを市長はどう認識されていますか。

○市長

非核の問題ですけれども、確かに小樽でもいろいろと運動行われているようでございますけれども、やはり世界で唯一の被爆国と、こういうことでございますので、ぜひこの世界から核兵器がなくなるように、こういったことはみんなの願いだと思いますので、私もそんな考えに変わりはありません。

○北野委員

市販されているこういう北海道都市地図の小樽市の分、1万5,000分の1です。

これはもう皆さんごらんになっていると思うんですが、こういう地図に広島に投下されたリトルボーイの規模の今で言えば戦術核兵器ですよ。これが小樽市に各兵器搭載艦が入った場合、間違っただけで爆発したら、小樽市にどういう影響あるかということを調べたんです。これを地図に落としてみました。

コンパスで円を描いていますが、沢の部分とか山坂がありますから、必ずしもそういうふうに一定の等距離で被害が及ぶというものではありません。それで、皆さん方もこれ担当の総務含めて広島型の原爆がどういう規模かということは先刻ご承知だと思っておりますけれども、この赤で描いた部分、間違っただけで爆発するいわゆる爆発点はどこに置いたかと言えば、キティーホークその他の空母は勝内埠頭の1番パースです。それから、中央埠頭のパースにもしょっちゅう接岸すると。その真ん中通って勝内埠頭の海側の高島寄りのところで間違っただけで爆発したというふうにコンパスの中心点を置いて円を描いたものです。

この赤のマーカーで囲った部分は、広島型で言えば全焼全壊地域と言われていて、1人も生き残らなかったという地域です。青の部分は全壊地域です。この赤の部分は瞬間的ですけども、温度は2,000度ですよ。だから、相当堅固な建物以外はもう全滅しているんですね、ご承知のように。それから、緑のかなり広範な部分、ここは半壊で

す。これは爆風や熱が重なり合ったものですね。このほかに放射能による被害が出るわけなんです。

この赤で囲った部分でいきますと、自民党の小樽支部、中畑さんがしょっちゅういるとこ、ここなんか全焼全壊地域ですよ。自民党の幹事長の見楚谷さんの家も全壊地域に入るんですよ。ここにいないけれども小林栄治さんは鉄筋コンクリートの家だから、どうなるかわかりませんが、こういうように党派を超えて被害があるわけです。

（「佐々木さんのところ泊めてもらう」と呼ぶ者あり）

○北野委員

佐々木さんは銭函だから、逃れるかも分からないけれども、こういうような状況なんですよ。

そこで、尋ねますが、全焼全壊地域、赤のマーカーで囲んだ地域、それから青のマーカーで囲んだ地域、それから緑のマーカーで囲んだ地域ですね。ここにお住まいの人口はそれぞれどれぐらいになりますか。

○(総務)総務課長

シミュレーションであっても非常に微妙な問題で、余り……

○北野委員

いやいや、関係する人口だけ教えてください。

○(総務)総務課長

いや、わかります。

この問題については、せんだってから北野委員からの事前協議がございましたので、調べさせていただきました。

それで、今いるところのその赤の全壊全焼地域には、11月末の住民基本台帳人口でございますけれども、2万1,000余りの方がお住まいでございます。それから、今の青のこの全壊の部分ですね。このところには4,890人余り、それから一番遠い緑の半壊地域、このところは7万5,900人余りということで、総合計で約10万人を超す人口の範囲ということになってございます。

○北野委員

万が一間違っって小樽に入港している艦船の核兵器が事故を起こした場合どうなるかということですから、恐ろしいぐらいですよ、これは。自民党の皆さんもよく考えていただきたいと思うんですね。

それで、お尋ねしますけれども、こういう間違っった場合に大変な事故を起こす核兵器が小樽の港にしょっちゅう持ち込まれるということについては、本当に市民の安全を守るという立場から言えば、これは大変なことだと思うんです。

アメリカでさえ、爆発には至らないけれどもその寸前までの事故が、重大事故というふうには彼らは表現しているけれども、32件も起こっているんですよ、1950年から80年、30年間の間に。ですから、こういう核兵器搭載可能艦はきっぱりと断ることが当然のことだと思うんですが、改めて市長の見解を伺います。

○市長

1つは、基本はやはり外交問題ですから、国の専管事項ということでご理解を願いたいんですけれども、ただ従来から艦船の入港に当たっては、一応小樽市の三原則といいますか、そんなものをもって対応しておりますので、国の方でも事前協議がない以上は核兵器の持ち込みはないと、こういうことで明言しておりますので、それを信じて、今の状況ではいたし方ないのかなと思っております。

○北野委員

その三条件について尋ねますけれども、市長の三条件では市民の安全は守れないということを指摘して、質問したいと思うんです。

市長は今おっしゃったように、3つの条件のうちの1つに外務省などの公式見解、つまり事前協議がないから核兵器は持ち込まれていないんだということを大前提にしているんですよ。しかし、この間、核兵器の密約の問題とか

その他がありまして、全国各地の保守系首長も市長のような態度はとれなくなっているんですよ。いわゆる渉外知事会、これは全国の14の基地を抱える都道府県の連絡協議会ですが、これが7月に要望書を出しているんです。ここでも、外務省のような見解については疑問を呈しています。旧軍港市振興協議会、これは横須賀、舞鶴、呉、佐世保ですが、ここの市長さんが連名で従来の外務省の見解では到底世論を納得させることはできないというふうに、外務省の見解に対してはきっぱり拒否の態度を明らかにしているんです。

ですから、こういうことは結局核密約の問題が明らかになって、いわゆる日本に寄港するアメリカの艦船、あるいは航空機が空港に立ち寄る、これはエントリーの、英語で言えばエントリーの方ですよ。こういう場合は事前協議の対象でないというふうに日本共産党の赤旗の新聞も書きましたし、朝日新聞の今年の8月にもこれが同じことが報道されていると。

それから、もう1つは、市長によくお考えいただきたいのは、先ほど総務課長が答弁されたけれども、1965年に沖縄沖でタイコンデロガという空母がパイロットと1メガトンの水爆を積んだまま甲板から滑り落ちて、水深5,000メートルの海底に沈んだまま放置されているんですね。これはベトナムから横須賀に向かって航行していた空母ですよ。この空母がすんなり横須賀に入ってきたけれども、アメリカからは事前協議なんか何も相談なんかないんですよ。だから、これは密約のとおりなんですよ。今はもう公表されたから密約でなくなりましたがね。

だから、外務省の言っている点は、先ほどの渉外知事会の見解、あるいは舞鶴その他の市長の連名の公式見解でも信用されていないんですよ。そういうもう破綻した外務省の見解にしがみついて、そして市長が核兵器の有無を判断するということになれば、非核の問題では、全国の中で市長が一番おくれた立場に立たざるを得ないということなんですよ。こういうことについてはいかがですか。

○市長

渉外知事会のその要望事項ちょっとわかりませんが、米海軍といいますか、米海軍の水上艦、攻撃潜水艦、海軍航空機には核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針であるというふうに米政府も言っておりますし、日本も非核三原則ということで国是としてこれ守っているわけですから、やはり我々としてはそのことを信用するといいますか、一地方自治体としてはそれを信用していきたいと。

なお、そういった問題につきましては外交の問題でございますので、ぜひ国会の中で明らかにしていただきたいと思います。

○北野委員

地方自治体の首長として、そういうことは責任逃れだと思うんですよ。

それで、今市長がおっしゃられた三条件のうち、核兵器の有無のその態度を変えないとすれば、あとは港湾施設あいていれば、自動的に艦船入れるということになるでしょう。

こんなことで、3つの条件で熟慮したなんて言ったって、入れることを前提にしているということしか考えられないというふうに思うんです。これは強く指摘をしておきます。外交問題だからといって、逃げるということはないでいただきたい。

それから、次の問題は古沢議員も予算委員会で質問していますが、ビンセンスを断ったということはいろいろなところで波紋を呼んでるようです、私が聞いた範囲ではね。

しかし、市民から見れば、ビンセンスの港湾施設の使用を断っておきながら、その乗組員がしゃあしゃあとして上陸することは認めていると。市民の側から見れば一体何なんだと。断ったのに乗組員がどんどん上がってくると。断わっていないんでないかという疑問が出るのは当然なんですよ。こういうわかりづらい港湾施設の使用のあり方、これに対する疑問と怒りを市民が寄せているわけで、この疑問にはどうお答えになりますか。

○市長

ビンセンスのいわゆる不定期船の通船の関係でございますけれども、きのうまで古沢議員といろいろとやりとり

しまして話を申し上げてきましたけれども、一応運輸局が通船を認めたということでございまして、私どもとしてはそれに対して係留施設、係留場所についてそれを認めたわけでございまして、適法に上陸したんだろうというふうに思っております。

○北野委員

この辺については見解が分かれています、最後ですが、通船業務にかかわって、国の法律違反が明白になった場合、政府の誤りをただすというのは地方自治体の長としてこれは当たり前のことだと思うんですね。この指摘に対しては、市長は勉強させていただくということで最後に答弁されていますから、この点については後刻改めて必要な機会に市長の熟慮した考えを伺ってきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党市民連合に移ります。

○委員長

市長、どうぞご退席して結構です。

(市長 退席)

○佐々木(勝)委員

◎財政健全化計画について

私の方からは、今回の総務委員会にかけられて報告のあった事項に関連して何点か質問します。

今回出された財政健全化計画の問題です。

向こう5年間の財政健全化計画ということで、報道されていますように24年ぶりの策定と。なかなかこの健全化計画を出すに当たっても相当苦慮されているだろうというふうに思います。24年ぶりですからね。その辺の部分について、これを出すに当たっての基本的な考え方というか、24年ぶりに出したわけですからね。それも向こう5年間というものですから、その辺のところ。

○財政部長

前は赤字になったということですね。そういう中で、その累積を解消するために健全化をつくってやっていかなきゃならないという中での計画だったわけです。今回はそういう状況ではないけれども、当初、冒頭財政課長お話ししましたように、従来の予算編成の中ではなかなか今後の財政運営は難しいだろうということで、一定のその計画を持った中で進めていかなければ、やはり市民需要にできていけないだろうということで、今回お示したわけです。

それに当たっては、いろいろな条件を一定の枠にはめて出さなければ、なかなかその数字を示せないという問題がございます。ですから、その点では意見があらうかと思いますね。市税のとらえ方であるとか、先ほどからお話あった事業費の取り方とかあるんですけども、一応その一定の枠をはめてこういうふうにお示したわけです。

それで、後はそれをもとに、いろいろな各年度間の予算編成の中でどういうふうに組んでいくか。そして、決算を見て、さらにそれを次年度に盛り込んでいくと。こういう中で、この計画自体もローリングをしてやっていかなければならないのかなと、こんなふうに思っております。

○佐々木(勝)委員

そして、今回のまず重点となる目標は単年度の黒字化を目指す、病院の新築にかかわるきっかけにする財政問題と同じだと考えますがね。単年度黒字を目指す。その表になったのはこの全体の総括表だというふうに思いますけれども、これね。

それで、その基本に立ってちょっと1点聞きたいんですけども、この財政問題を扱うときには歳入、歳出、歳

出に絞り込んで、どんどんどんどん絞り込んでいくと。その結果、縮こまった政策ということになりはしないかという問題も出てきますね。それで私の方は歳入の方、今まで意外と議論はされるんですけども先の見通しですからね。それはなかなかいかないということで、不確定要素が多いということで、なかなか歳入の問題は扱えなかったというふうに思うんですよ。

それで、具体的に1番で、ここでいう一覧表の中で歳入の数字の並びずっと行きます。全体としては、平成12年度から16年度まではマイナスの、歳入、歳出の差引きですよ。差引きについてはマイナスが大体似たような数字になっていて、16年度にぼんと一桁違うわけですね。そして17年度に4億500万、こういう数字なんですね。

それで、その歳入の方を見ていきますと、市税についても若干の上がる傾向というのかな、それは市税の方の収入向上の上がりだとか云々とか、しかし一方においては人口は減っている。そういうことで、若干伸びる部分はこうありますね。

そうすると、その中で歳入で大きく数字上で上げる要素になっているのは地方交付税があるんですね。数字で見ますと12年度がこの金額、そして17年度がこの金額、こうですね。

ここは結構な大きな数字ではね上がっていています。だけれども、あと残る要素という部分見れば、国庫の支出金にしる市債についてもそんなに上がって、逆に減っていく状況ですがね。そういう面で考えていくと、この地方交付税の伸びは大体見通しとすれば、パーセントとすれば5%ですか、この辺のね。この辺のとらえ方なんですよ。地方交付税がこのようにふえていく見通しとすれば結構なんです。ちょっと私疑問に思っているのは、平成11年度の、これページで言うところの4ページのところに、地方交付税の押さえ方は11年度において収支が改善した主要因点、これは代表質問、本会議においてもこれ予算委員会の方でやっていますよね。ことしはいわゆる特別なことが起きたということですよ。しかし、記載されていますように、4ページの後年度に対する期待度というのは、普通交付税は11年は特別だったと、しかし12年度以降はそう期待できるものではないという、見込めない状況にありますと、こういうことなんですよ。

しかし、5年計画の中ではどんどん上がっていくという、この見通しなんですよ。期待ですから、それの方がいいんですけども、私は地方交付税含めて地方財源の移譲というか、中央からのこの辺のところはそういうことも含めて入っているのかなという感じはしますけれども、伸び率と状況を歳入から見れば、そう単純に5%伸びとか、こういうことにはいかないんじゃないかというふうに思うわけで、そういう面で、歳入についての基本的な、甘さ残すと大変なことになるんじゃないかなという感じがするんですけどね。

○財政部長

今、市の財政構造を歳入の面から申し上げますと、いつもお話ししますが、半分は国の交付税に依存するという、財政力指数0.5という、おおむねそういう体力なわけです。

ただ、ここでお示ししていますように、市税はやはりどうしても、なかなか伸びは期待できないというのは現状なわけですね。交付税ももちろん全体の交付税含めた中での税収での配分ですから、国全体の税がどういうふうに伸びていくかという見方の問題ですけども、私どもご説明したように、過去20年間の計数の中でも5%伸びというものを基本にしているわけです、交付税は。それについて甘いのかという部分に達しますと、これは事業費補正の部分もございます。先ほどからありましたように一定の事業に交付税が入る。その分は過年度の分については当然見込んでいるという部分があるわけですね。ですから、そういうもとにして、あとは一般的なものを一定の今の5%の伸びで見ている。

ただ、それは予測ですので、それがどうだ、過大なのかと言われましても、なかなかここをですね、先ほど冒頭でお話ししましたように一定の仮定の中で進めないと数字が出てこないという部分がございますので、その辺はちょっと意見が分かれるかもわかりません。ですから、毎年度それぞれ国の予算編成などを見ながら、当然に修正をかけながら進めていかなきゃならない、こんなふうに思っております。

○佐々木(勝)委員

そうすると、例年と同じなんですね。入ってくるものを予想して、しかしそれによる財源不足を生じるということとで取り崩しも行くと、こういうね。

しかし、この5年間は取り崩ししないで自助努力していくということで書いていますよね、そういう面に関してね。だから、どうしても見込み額が歳出削減だけが行くということに、やることによって黒字の単年度を目指す、これはわかるんですよ。そういうことですから、懸念する部分については十分追っていききたいなというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

◎新行政改革実施計画第2次改訂案について

それで、今回、新行政改革第2次改訂のところに関連するんですけども、このポイントに書いていますように、いわゆるさっきも話が出ましたように、21世紀プランとそれから新行政改革の関連がこれが大事になってくるということですね。そうすると今回新行政改革第2次改訂において、一定の財政効果を出していくと、こういうことが考えられると思うんですよ。それで今回の5年計画との関連なんですけれども、今回載せた新行政改革等の2次改定と財政効果の関係、これがはじき出せますか。

○総務部宮腰主幹

現在の段階では不確定要素も多いんですけども、行革の中で、行革は金銭的なもの、いわゆる経費を出すのが主な目的ではなくて、行革の中の一つの要素ということしかないわけですけども、今現在考えておりますのは職員数の削減、あるいは管理職手当の削減、こういったもので3年間、計画期間の3年間で約10億5,000万円ほど、それから市税等の収納率の向上で約5億3,000万、遊休等資産の処分で約7,000万、その他約5,000万ということで合計17億円を見込んでおります。

○佐々木(勝)委員

わかりました。そういうふうに絞り込みをしながら、財政効果を出していくということと関連していくということとはわかりました。

それで、新行政改革の部分で、この改訂案の概要含めて案の中で1点だけちょっと質問いたします。

内容の一部を改めたものの中に、第3セクターの経営改善策について検討と、こういうふうに書いております。この意味するところなんです。何についてどう具体的に検討していくのか、今わかればお願いしたいというふうに思うんですけども。

○総務部長

小樽市のかかわり持っています第3セクターというのは、いわゆる51%出資だとかというのがいろいろありまして、きのうの議会でも論議がありました交通記念館とか、それから、あるいはそのほかに自然の村だとか、あるいは観光振興公社だとか、数えれば結構あるわけです。

その中で、独自にいろいろ経営努力をしていただきながら運営を続けているわけですけども、中にはやはりかなり市費を導入しなければ運営が賄われないというところもありまして、そういう中でやはり市としても大きなかわりを持っているわけですから、そういう中で独自の団体ではありますけれども、中の運営状況とかそういうものについて検討できる面だとか、そういうものについては強くかわりを持っていて、こういう方策が考えられるんでないかということについては、市としても大いに意見を申し上げなきゃいけないという面が出てくると思います。そういう面のことを我々も検討会議を持ちながら進言していったり、あるいは一緒に協力して、経営健全化をなるべく図っていかうというようなことの検討をしていかうという意味でございます。

○佐々木(勝)委員

ここで言う内容の一部というのは、並びから言えば、どういうふうにこれ言ったらいいのかなと、こう思うんで

す。そういうふうな感じなので。

○総務部宮腰主幹

今のご質問、今現在の実施計画の中では、今回の実施計画は国から何もモデル的なものを示されないでやっていますけれども、今現在やっております実施計画は国の方からモデルが示されまして、平成9年度からやっているわけですが、国の方では外郭団体という言い方をしていたんです。それで外郭団体、国の場合にはある程度定義づけられるんでしょうけれども、外郭団体の見直しという項目で取り組んだんですけれども、外郭団体とは一体何だろうというふうに始まりまして、市町村の場合、外郭団体というと非常にぼやけてしまうということがありましたものですから、これをもっと狭めて、要するに目標を縮めてといえますか、焦点を合わせるために第3セクターということに絞ろうと。

それで、さらにその中で問題のあるものという形で、なおかつ第3セクターといいましても株式会社の形態もありますし、社団法人、財団法人という形態もありますので、そうしますと市のかかわりの中で市がどういう形で入っていけるかというその方法も考えるだろうということから、そういった方法も含めて検討していきたいというふうに、まず対象を第3セクターに縮めた。それから、市の関与の仕方といえますか、そういうものを含めて検討しなきゃならないということで、内容を変えたというものです。

○佐々木(勝)委員

そういう意味でとらえて、具体的には今の部長が答えたような経営改善ですから、いい方に向かうと。整理をして手放すという方向でないように聞こえているんだけど、大変なことだというふうに、ここのところはね。そういうことを頭に置きながら、よくまた機会あればやるというふうに思っています。

○佐々木(勝)委員

◎事務事業評価システムについて

それから、この点についてはこれで押さえますけれども、いわゆる評価システムの関係なんですね。ずっと今聞いてくる段階で、事務事業の標題の掲げ方なんだけれども、事務事業の評価システム、絞った中での押さえ方と。しかし、考えていることは事前事後を含めてやっていくということでもいいんです。それで、目指す方向、その試行です。

私がとらえたいのは、21世紀プランも含めてなんですけれども、大きなかわりで見れば、小樽市が掲げている課題に対する政策づくりにこれまでやった事業、そういうものがどうだったのかということを考えれば、私はその観点から言えば政策評価システムというふうに押さえないですよ、押さえないんです。

だから、これを今の掲げている小樽市の場合は、今ある21世紀プラン等の部分に合わせて評価システムを試行していく一つの取り組みと、きっかけと、こういうふうに今しているわけですから。ただ昨日も話があったと思うんだけど、じゃ、この評価と、監査委員会の関係どうなるかとかね、こういうような部分。第三機関との関係どうなるのとかっていろいろな課題が、これが目指すものが多いと思うんです。

だから、そういう面で考えていくと、今の仕掛けだね、仕掛けた事務事業評価システム、これは行く行く本来的な成果品としては政策評価システムまでいこうとするんだろうかと、その辺のところをいかがか。

○(企画)濱谷主幹

今、評価システムについての体系的なお話だと思いますけれども、小樽市の場合、試行ということでスタートした時点で、何を対象にするかということから始めたんですけれども、そのときに当初三重県が先駆けて既に始めておりまして、三重県の場合は事務事業を全部すべてを対象にということでスタートしております。

小樽の場合は、事務事業すべてとなりますと恐らく1,800からそれぐらいになるので、経常的な事業もございまして、そういったものも含めるともう倍の数になるということで、当面21世紀プランの実施事業、実施計画に乗っている事業を対象にしようということで503事業ですか、それでも503事業あるんですけれども、それを対象にしよ

うということにしたわけです。それで、この体系図に合わせますと一番下が事務事業で、その次が施策で、そして政策というような、そういうピラミッド形になっていくかと思います。

それで、当初小樽では、その事務事業で始めたのは、やはり事務事業の積み重ねが施策になっていって、そして施策の積み重ねが政策につながっていくということで、当面まず事務事業からやってみて、そして将来的に施策の評価というような、あるいは政策の評価というようなことにつなげていくべきじゃないかと、そういうような考えもございましたから、とりあえず事務事業からスタートをした方が入りやすいんじゃないかということがございました。

それで、最近ですね、先ほど委員がおっしゃっていますけれども、今後その政策評価だとかということが重要視されるということで、この専門的な学者がかなりいろいろな書物で書いておりますけれども、事務事業は今はいいいけれども、この先やはり施策評価、あるいは政策評価に発展していくべきでないかと。そうならなければ、なかなか全体的な大きな政策というものに反映されていかないというような意見も出てきておりますので、小樽市もこの試行を実施した中で検証して、将来的にそういったような政策評価、あるいは施策評価というようなことも研究していかなければならないというふうには考えております。

○佐々木（勝）委員

よく聞くのは公共事業評価システム、こういう言葉というのは公がかかわっているいわゆる事業についてということね。こういうふうに言えば、今言ったように小樽が取り組んでいる下からの積み上げと。上を掲げたものから、具体的にどういうふうに積み上げてくるかとか、今の話でわかりました。そこへ向かってやはり全庁的にそういう認識で向かっていく。だから、今回とった手法は職員一人一人が政策づくりにどう向かっていけばいいかという一つのいい方法だなというふうに思います。

○佐々木（勝）委員

◎国勢調査と人口対策について

ちょっと質問かわります。

国勢調査と人口対策の関係になろうかと思えますけれども、国勢調査が10月実施、そしてこういう数が明らかになりました。しかし、10年ぶりです。今回とった国勢調査の取り方も含めて大変苦労したと。最終的には、小樽の場合でいえば全部回収したんでしょうか。

○企画部安達主幹

もちろん約1,021名の調査員に委託いたしまして、そしてその調査に最善の努力をして回収をしたというふうに思います。

○佐々木（勝）委員

そこで、大変な苦労をしたというふうに新聞でも流されているし、実際に調査に携わった人の苦労なんかも聞いてくるんですよ。その問題点というかな、今回非常に10年ぶりでやったということもあるんだろうと思う。10年ぶりの大がかりな調査というのものもあるんだろうけれども、大変な問題や苦労というのはどういうことでしょうか。

○企画部安達主幹

今回のこの調査にあたりましては、やはりこの5年、10年の間にやはり市民、あるいは国全体もそうですけれども、やはりプライバシー意識のこと、こういったようなことが非常に叫ばれてきて。そんなことで、そのプライバシーに対する扱いを調査員に事前に周知をするということ。それから封入シール、プライバシーのための封入シールという、秘密保持に当たったのです。そういったような周りも具体的に扱っていると。

そういった形で行ったところなんですけれども、ただ実際には、それぞれの個別に当たった中で、やはりそういうようなこだわりを見せると、あるいは協力ができない、秘密が本当に守れるのかと、そういったことでそういった部分を理解をしてもらうのに相当な時間を要したということもございます。

それから、もう一方では、やはりどうしても核家族化といいますか、そういったこともありますし、特に若年の共稼ぎ夫婦といったものですか、何度か、何回調査に行ってもつかまらない。あるいは単身者世帯といったもの、そういうようなところは朝行っても、夜行っても、いつ行っても連絡がとれない。そんな方で調査事務自体大変ご苦労なされた、このように聞いております。

○佐々木（勝）委員

今のプライバシーの問題、それから秘密とかという、そのところで今回とられたのは密封ということなんですよ。しかし、そこは強く調査員含めて指導したんでしょうか、これね。

○企画部安達主幹

今回につきましては約20回、全調査員を集めた研修会というものを長かったら2時間半も3時間もわたって、本当に懇切なる説明会をしたと。今回についてはまたいろいろな正式な会合あったんで、相当な調査員の方が集まって来られたということでございます。

それで、やはりその調査員1,000人規模ということでもありますもので、どうしてもやはりそういった苦情が出てくることもあったと指導員にも確認しております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、一回、含めてですね、そういうたぐいのものを含めて、また一回整理し終わったんですか。私の方に来ているこの中に、いわゆる調査項目の中に記入するところの中に学歴とありますが、必要だろうかっていう声が、実際にこの国勢調査をやるときに、学歴が重要な調査項目になるんだろうか。今回の目的というのは、国勢調査の目的というのはそこにあるんじゃないと思うんですけども、なんだけれども、調査項目も今回の場合はふやしながらいったわけでしょう。そういう面で考えてくると、やっぱりどうも納得いかない面もきっと出てきているんだろうなという感じはするんですよ。

だから、国で決めたことですから、それを流していくという、そういう仕掛けだと思うんで、やっぱりそういう点を考えて、国勢調査の目的・趣旨、この辺のところが十分周知されていないなという感じは受けとめているんですよ。

それで、今回国勢調査をとって、結果はまだ途中の集約の段階で、中間発表的なもので出されたものですが、小樽の人口が15万を割るか割らないか、こういう予想でみんな慎重に見守っていたと思うんです。最終的に明らかになっている数字、人口、小樽の人口は今回の2000年の国勢調査では何人なのか。

○企画部安達主幹

これはまだ現在道の方で再集計をして概数が出ており、これから国においても慎重にまだカウントすると思われますけれども、ここはほぼ間違いないと思いますけれども、今回の国勢調査人口は15万677人ということでございまして、前回の調査は15万7,022人でございましたので、ほぼ5年間で6,345名の差が出ております。

○佐々木（勝）委員

そういうことで考えて、15万の割れを起こさないでいたということ、しかし減り方を見ていけば、大変な数字になって、次の5年間の中ではね。

そういうことで考えていけば、そこで受けとめなんですから、やはり人口対策、これをどのようにしていくかということが課題になるんだろうというふうに思うんです。それで、企画はこれからの果たす役割で考えていけば、相当大事になるんじゃないかなという、企画としての、企画部としての、企画の原部の調整ということよりも、やはり小樽の人口対策について相当なやっぱり考え方、こういう頭も必要だろうというふうに思うんです。そういう面で考えていって、今現在この国勢調査の数字を受けて、対策上で考えていることがあれば。

○企画部長

人口問題、非常に難しい部分がございます。特に日本の人口全体が2007年をピークにして減少するというふうな

一つの推計といえますか、これがなされております。50年後には5,000万人ぐらいになっちゃうというような、そんな推計をしているわけですが、そういう意味では全国的に人口が減っているという、減っていくというようなことは、これは一つの傾向としてははっきりしている。その中で、今回の国勢調査の速報というような発表の中では、北海道ではやはり札幌を中心にした道央圏の人口が伸びていると。ただ、距離的に、あるいは時間的に同じ場所にあるところが伸びていて、同じ場所にあるところが減っているという、こういう減少が、小樽の場合は残念ながら減少という中で位置づけられたわけです。これについては内容ちょっと検討しますと、やはりちょうど20歳から30歳あたりの一番働き盛りというか、その方々の人口流出というんですか、社会減少が非常に大きいというようなことが一つあります。

したがって、当然こういうような方々に住みついてもらうような方策を考えていかなきゃならない。例えば、前から言っていますけれども地場産業振興、要するに雇用間口の拡大、こんなものを図っていかなきゃいけない。それから、当然小樽の特徴ということを考えますと、やはり観光というのは非常に大きな役割を果たしてきている。これはもう事実なわけです。そうしますと、観光産業というのは非常に大きな、これからも役割を果たしてもらわなきゃならないというようなこともあります。

それから、なぜ小樽に住みつかないで、北広島とか江別とか、そっちの方の人口が増えるのか。例えば宅地造成が進んでいるのか。あるいは場合によってはそのイメージで、向こうの方に住みつくのか。あるいは連檐した平坦地だから住みつくのか。こういうふうになんかいろいろな要素が中にはあるんだろうと。こんなことをやはり見極めながら、例えば小樽の海があるというふうなやさも大いに売り込みながら、アクセスのいいところに人口が張りつくような、そんなことも当然考えていかなきゃならない状況があるのではないかと、こういうふうに思っております。

ただ、具体的にそれじゃ何をやるかということなんですが、現在市の職員、若手職員の中でいろいろと人口問題についていろいろな角度から検討してもらっております。その中でも、ある程度中間報告という形で出てきますけれども、やはりそういう中で採用していかなきゃならないもの、あるいはそれに若干変化をさせていかなきゃならない、こんなものをこれから検討しながら、やはり小樽に住みついていただいて、そして小樽にやはり税金を払ってもらおうような、そんなような形を考えていく努力はしていかなきゃならないというふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

◎外国人入浴拒否問題について

項目行を変えて、もう1点だけ。

小樽のいわゆる浴場問題、入浴場問題、外国人の問題で、この1年間推移してきています。報道でもされていましたが、この直近では日本国籍を持った外国人、米国人が某施設へ行って、そして国籍を持ったものを提示したら「いや、だめです」、こう言ったと。その後の対策では、いわゆる日本国籍を持った人は一応検討しなきゃならないというような報道があったんですよ、これね。

だから、少し入浴問題は変化があるのか。多少今問題になっている点は何なのかというのは押さえている部分があればいいんですけれども、その入浴問題が人権問題まで含めて裁判問題までいって、そして結論を迫られるというような状態になってきたら、これはもう問題があるわけですが、今の言うその国籍を持った者がその入浴場に行って、検討すると、こういう事例に対して把握していますか。

○（総務）竹内主幹

外国人の入浴、断わられている問題でございますけれども、確かに日本国籍を持っていれば日本人なわけですから、これについては外国人お断りということについては当たらないように感じて、その方も入浴しに行ったわけですが、それにつきましては施設側でその後について結論出たとは聞いておりませんが、そのときの対応につきましてはあくまでも外見が日本人と違う、要するに外見が外国人であれば、そういう方はお断りしていますと。だけれども、日本国人ですよと言われたときに、それについては検討しますというような回答だったらしい

ですけれども、結論は出ていないように聞いております。

○佐々木（勝）委員

それで、その中で1年間この問題取り組んできた市ですね。国際交流が担当し、庁内にも検討会議をつくって、連絡会議をつくると。これは名前はこういうふうに聞いているんですが、庁内に人権問題懇話会って言うんですか、懇話会。こういう名前であっていいんですか。これが実際に開かれたのか。これからどうしようとしているのか。その辺のところは。

○（総務）竹内主幹

今、お尋ねの人権問題懇話会でございますけれども、これにつきましては市の職員ではなくて、市内というか外部の方々の学識経験者の方を入れて、その方々の意見をいただきたいということでつくるということを考えてございました。

市の中に、関係課のそれぞれ、国際交流もそうですし、風呂の問題ということで保健所とかも関係ございますので、その関係課長が集まっているそういう会議もございますけれども、今委員お尋ねの懇話会につきましては、外部の者ということで答えさせていただきます。

それで、人権となりますと外国人だけじゃなくて、今いじめであるとか虐待であるとか、子供の問題もありますし、それから女性、北海道、小樽には余りないですけれども、部落問題であるとかアイヌの方々の問題、いろいろありますので、これについての取り扱いというんですか、その視点ですとか、それについてまだどういう方法でどういう問題を検討していただくのか、まだ決まっていない状況でございますので、今現在のところまだ開設してはございません。

○佐々木（勝）委員

開設しないというんじゃないくて、開設していく方向に向かっているんですか、そのところ。大事なことだと思うんで。設置しますという部分で設置したわけですから、設置できないその問題というのは。

○（総務）竹内主幹

この懇話会につきましては、設置しないということではなくて、どのような懇話会にしていかなければならないのかということで検討しているということでございます。

○佐々木（勝）委員

それを開くんですか、近々と。予定にしますか。

○（総務）竹内主幹

明確にいつころこれを立ち上げるとか、そういうことは現在のところ考えてございませんけれども、その懇話会の開設も踏まえて、当然この発端は外国人入浴拒否の問題でございますので、これが解決できればいいことでございますので、その懇話会の開設、それからまたこの解消に向けての何らかの新たな方策、これが見つかりましたら、それぞれについて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

そういう点で、設置をするということで私も聞きました。聞いて、そしてその後動きがあるんだろうというふうに思っていたんですね。とんざするとか、そういう状況だったものですか。

物事一遍に解決しないと思うんです。だけれども、この小樽のこの人権問題みたいなものになんか変わっていく、そういうような状況というのは大変なことだと思うんです。イメージダウンにもなるということ。一営業所の問題じゃなくて、やっぱりとらえ方の問題だなというふうに思っているものですから、そのところは進めてほしいというふうに思います。

以上です。

○委員長

民主党市民連合の質疑を終結し、公明党に移ります。

○斉藤（陽）委員

◎事務事業評価システムについて

まず最初に、事務事業評価システムの試行の問題で、具体的に1点絞ってお伺いをいたします。

この休止の2件という中に、資料の4ページを見ますと、休止の2件の中に新博物館調査事業というのがございまして、これに関してお伺いしたいと思います。まず、教育委員会の方にお伺いしますけれども、この事業の開始の経緯についてお示してください。

○博物館館長

小樽市博物館は旧日本郵船をかつて使っておりまして、旧日本郵船が国の重要文化財、そしてそれを全面修復するということになりまして、博物館活動が損なわれるという、そういう事態に至りました。

それに伴いまして、新しい箇所に博物館を移設するということで現在地に移ってきているところでございますが、その時点では仮にここに移るといふ、そういう意識がございまして、現在も博物館活動をしている旧小樽倉庫に移設してございます。

○斉藤（陽）委員

それで、この事業の調査事業ということなんですけれども、どういう内容の調査をされたのか。いつごろ行われたのかということについてはいかがでしょうか。

○博物館館長

年度で申し上げますと、平成6年から調査事業を実施してございまして、その事業内容は主に先進地、博物館先進地の視察事業でございます。平成6年から平成7年、平成8年、平成9年にわたりまして、本州の先進館8館、道内の先進館3館を視察いたしまして、将来小樽の博物館としてどういう博物館がベストなのかを探るといふ、そういう内容で事業を実施したものでございます。

○斉藤（陽）委員

できれば、この平成6年から投下された予算の金額の合計とかはわかりますでしょうか。

○博物館館長

平成6年から年度別に申し上げますと、内容は先ほど申し上げましたように主に旅費でございますが、平成6年度に27万8,000円ほど、平成7年に18万8,000円ほど、平成8年に16万6,000円ほど、平成9年に9万8,000円ほどになってございます。

○斉藤（陽）委員

それでは、今度、企画部の方にお伺いをしたいと思います。

この事務事業評価システムの趣旨といいますか、この取り組みについてという資料をいただきますと、導入の目的についてはより一層の市民サービスと市民福祉の向上を図っていくために導入するんだということで、4カ条の目的が示されているわけなんですけれども、この中で今回の休止ということについてはどのような目的で休止ということになったんでしょうか。

○（企画）濱谷主幹

新博物館の調査検討ということで、これは第1次実施計画、平成10年から12年までの3年間の実施計画の中に新博物館の調査検討ということで項目を入れております。それで、その間いろいろ先ほどお話ありましたように先進視察ということで調査を進めてきたわけなんですけれども、この後今度は第2次実施計画に移っていくわけですが、この第1次実施計画の3年間で調査した次はとなりますと、やはりいつ新館の博物館を建設していくのかということを見きわめていかなければならないと思います。

そういった中で、評価の中で、この新館をつくる場合に恐らく数十億の事業費がかかるだろうという状況がありまして、これが次の時期に、第2次実施計画に実現できるものかどうかということを考えた場合に、やはり事業の緊急性、あるいは優先性というようなことでトータルに見た場合、今時点で博物館の建設を急がなければならないかという関係になりまして、最終的に評価委員会としてはこの近くには新館はまず、少なくとも第2次実施計画の3年間には新館の建設は無理だろうと。そういうことであれば、引き続き調査検討ということになりますけれども、第1次、第2次実施計画で6年間の調査検討ということも、やはりちょっとこれはこういう形でいくと、いつになるんだということにもなりますし、それで第2次については調査検討は外そうと。そして、ある程度めどが立った時点で調査検討を進めてもいいんじゃないかということになりまして、とりあえず断念ではございませんので、休止ということで、調査検討をとりあえず休もうという形で、こういう結果になったと。

それで、先ほどいろいろな事業費をかけて先進地視察したわけでございますけれども、そういったものについてはいつか有効に活用もできるんじゃないかというふうに考えていますけれども、そういうことでございます。

○斉藤（陽）委員

ちょっと質問の趣旨が受け取っていただけなかったようなので、この4カ条の事務事業評価システム導入の目的という3のところありますね。これの（1）から（4）までの目的が列挙されているんですけれども、今回のこの休止に当たってのこの事業を休止するということはどの目的で、1なのか、2なのか、3なのか、4なのか、どの目的で休止をしたのかという形で伺ったんですが。

○（企画）濱谷主幹

この4つの中に、どの中に該当するかということになりますと、やはり（2）の効果の薄い事業や効率の悪い事業を継続的に見直し、そして行財政運営の健全化を図る上につながっていく。このことは直接ずばりはいかないですけれども、そういったような財政の健全化ということもございますので、そういったところに当てはまるんじゃないかなというふうには考えてございます。

○斉藤（陽）委員

それで、次に伺いたいのは、この5の評価の手法というところに、事業担当部局においてまずその事務事業評価調査をつくると。それで、対象、目的、手段の妥当性を検証する、それが1次検証なんだと。評価委員会が必要、有効性、効率性について2次検証をするんだということなんですが、この今回の新博物館の休止ということについての事業担当部局における対象、目的、手段のこの妥当性は検証されて、結果的に妥当ではないという、妥当性がないという結論になったと思うんですけれども、この経過をちょっとご説明ください。

○社会教育部長

1次検証ということで、原部としてちょっとお答えをさせていただきますけれども、実はこの新館の建設、新博物館の建設でございますけれども、今のこのシステムの対象事業として21世紀プランに位置付けられております。

その中で、この第1次の実施の中にどういう形で位置づけしていくかということなんですけれども、事業の名称はあるんですけれども事業費としては継続されておられません。10、11、12の1次の実施計画の中で、これが意味するところは非常に大きな、また大切な、市民にとりまして、私どもの立場でいいますと、生涯学習をする大変市民に期待されている施設ということがまず前提にございますので、そのところでは斉藤委員と一致していると思いますけれども、そういった中で先ほど館長から平成6年から4カ年でいろいろな都市の視察をしました中で、やはり20億から50億というような、規模等によってその幅はございますけれども、大変大きなお金がかかるということが一つあります。

それから、今、先ほど財政健全化の話ありましたですけれども、この5カ年の中の平成15年からというような、大変現実的なそういう部分もありますので、そういった中で話最初に戻りますけれども、1次の実施計画の中で、事業費はないけれども、そういった大きな行政課題なので、地道に事業にはかからないけれども、部としてそうい

う日常的にその辺の勉強なり研究をしようと、そんなような形で押さえてございまして、それで2次の中でこれも位置づけとしては項目は休止ですけれども、取り組みとしては私どもとしては同じ認識といいますか、同じ姿勢でやると。

つまり、今の10カ年、平成19年まで今の21世紀プランありますので、こういった中でその実現を目指していこう。こういった基本的な考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

基本的に、私、この確かに事務事業評価システムというものは非常に大事なものだと思うんですね。ただ、それが論理性がないというか、きちっとした本当に透明なものでなければ、意味をなさないと思うんですよ。だが見ても、客観的にはそうだなという内容の検証が第1次、第2次というふうに行われなければ、非常にいろいろな、この博物館だけの問題じゃなく、いろいろな問題があると思うんです。

ですから、ちょっとしつこく聞いているんですけども。では、その評価委員会の必要性、有効性、効率性に対する2次検証というのは、それぞれについてどのような検証結果というか、が行われたんでしょうか。

○企画部長

今回の評価システムでございますが、試行という形で動かしているのは説明したとおりであります。これはいろいろな意味で、それぞれまだまだ不完全なシステムとも我々は認識をしております。

例えば、指標の求め方一つとっても非常に難しい。例えば、博物館を建てるのが目的なのかということなら、これはちょっと違うだろうと。本来、博物館機能をどう高めるかということだろうと、こういうふうに見るわけですね。そうしますと指標の取り方、また変わってくるということになります。そういう意味では、指標の取り方自体も非常に難しいということがございます。客観的にどう見るかというようなこと、これも大きな課題でございます。

それから、先ほど1次検証でどうだったのか、2次検証でどうだったのかと、こういうことでございますが、1次検証では当然原課とすれば、この事業をやっていききたい、あるいはやるべきだと。そして、また市民のニーズもある程度あるという認識であれば、これはおおむね妥当というのはこれは当然だろうというふうに思います。

ただ、それを2次検証でどう考えるかということになりますと、果たして今やる必要があるか、あるいは有効なのか、あるいは優先性からいってどうなのか、このような判断が2次検証の中で行われたと。したがって、今回第2次計画の中の3年間の中でこの博物館を建設するという時期ではまだないだろうと。

したがって、調査は十分今までされてきたわけですが、当然これが具体的になって、やろうと、あるいはやるべきだと、こういうふうな見方がされれば、その中でもっと具体的な調査が必要になってくるというふうな意味でございまして、確かにさっき言いましたように、この評価システム自体をアカンタビリティという一つのこれから求められる大事な要素であります。それに向けて市民の方々になるほどなと思えるようなものにするにはまだまだ不十分なものだと思っておりますし、またそれに向かって公表できるような方向で持っていかなきゃいけない、この辺もございまして、その辺はご理解いただけるんじゃないかというふうに思っております。

○斉藤（陽）委員

要するに中身といいますか、中身的には、今後もこの博物館に向けての研究というか調査は部内で続けられるということで理解してよろしいですね。

○博物館長

先ほどもお答えしましたように、引き続き大きな行政課題として取り組んでまいります。

○斉藤（陽）委員

企画部さんの方にも、より以上に透明性といいますか、こういった必要性、有効性、効率性というような、どのように評価したというその結果を万人に明らかにわかるように、また進めていただきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

◎子供の水辺再発見プロジェクトについて

それでは、次に、代表質問の方でも伺ったんですけれども、子供の水辺の再発見プロジェクトについて、二、三お伺いをいたします。

まず、子供の水辺の再発見プロジェクトについては、11月7日に小樽市を子供の水辺協議会の設置地域に選定したと、そういう通知を受け取ったということなんですけれども、私の以前の理解としては、河川名での選定登録ということではなかったのかなと思っていたんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長

ただいま委員おっしゃいましたとおり、11月7日付で子供の水辺の道の連絡会の方から、小樽市に子供の水辺の協議会の方の設置をする地域ということで選定を受けておりまして、その中に地域地区名ということで、蘭島川と勝納川と朝里川のこの3つの河川が地域地区部として選定されております。

○斉藤（陽）委員

そうしますと、また12月5日、小樽の子供の水辺協議会というものが設立をされたということなんですけれども、星置川、蘭島川については従前からというか、童歌の間こえる水辺づくりという水辺の楽校というプロジェクトが実施をされていたと思うんですけれども、この水辺の楽校の推進協議会というのは既に設けられていたんですが、この水辺の楽校の河川ごとに設置されているこの推進協議会と、今度新たに小樽子供の水辺協議会という形で設立されたこの協議会の連携、協調といいますか、役割分担等についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長

水辺の楽校の推進協議会と今の私たちがつくりました子供の水辺の連絡協議会の連携ということなんですけれども、委員もご案内のとおり、蘭島川の水辺の楽校につきましては今年度で事業は終わって、来年度は供用を開始するというふうに聞いておりますので、そんな中で、どういう水辺の楽校の内容にするかということをご各かの先生方から意見を聞くために、この水辺の楽校の推進協議会を立ち上げたというふうに聞いておりまして、現在ほぼその水辺の楽校の整備が終わったということで、この水辺の楽校の協議会につきましては自然解散のような状況になっているというふうに聞いておりますので、この水辺の楽校の推進協議会と私どもの子供の水辺の協議会とは今後連携をとって何かをやるということはちょっと難しいのかなと、こう思いますけれども、しかし水辺の楽校をつくるときにどういう水辺の楽校にするかということでいろいろご議論がされていると思いますので、その中でされたそのご議論については私たち引き継ぐような形で、それを生かした形で子供の水辺の方へ、仮に蘭島川をこの水辺に選定するとなりましたら、そういう形で生かしていくような形になるかと思います。

それから、星置川の方はちょっと札幌市域の方ででき上がっているということなものですから、基本的には水辺の楽校の推進協議会という意味では蘭島川の水辺の協議会と全く同じになるかと思います。

○社会教育部長

補足ですけれども、今協議会の連携ということについて、実はこれ河川管理者、北海道小樽土木現業所ということで、いずれにしても水辺の楽校にいたしましても、私ども今立ち上げました子供の水辺協議会につきましても、河川管理者が小樽土木現業所ということでございまして、この管理委託は今委員のご指摘があった部分についての意見なり、そういったものについては反映されておりますし、これからその辺のところも子供の水辺の中でも十分生かしていけるよう、そういうような形で連携なり、協調性を河川管理者を通して図ってまいりたい。

○斉藤（陽）委員

もう1点だけ、具体的なこれから河川ごとのいろいろな検討に入った場合に、やはり子供の水辺の方についても、その河川ごとの協議会なり協議する場が必要になってくるんじゃないかなという気がするんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長

確かに先ほど子供の水辺、道の子供の水辺連絡会からの選定の部分でも、いわゆる3本の河川が施工という部分もありまして、一つの方法として、河川ごとに協議会を立ち上げるという方法も一つの方法としてあるんですけれども、私たちは広い範囲で同じ協議会の中で、同じ土俵の中で、広い範囲で検討していただいて河川を絞り込んでいくと。その方がいいんでないかということで、一つの協議会を立ち上げまして、検討を進めていこうということでございまして、その検討が進んでいった中で、ある程度河川が絞られて、河川なり箇所が絞られてきましたら、その段階で、委員に加わっていただくかどうかちょっと別にしまして、何らかの形でその地域の方のご意見も聞く、そしてそれを反映する、こういうようなやり方で進めていかなければならないのではないかと、このように思っております。

○斉藤（陽）委員

◎文化財の指定について

次に、文化財のことを二、三伺います。

まず、文化財指定に当たっては、文化財審議会というところに図られると。その選定の基準については明文化されたものはないとのことご答弁、代表質問の答弁をいただいておりますけれども、ここ数年といえますか、5年くらいの中で、この審議会に諮られた案件の件数というんですか、はどのくらいございましたか。

○社会教育課長

文化財審議会は大体年に平均しまして二、三回開催しておりますけれども、これはその指定のための審議をするためだけに開くというものではなくて、既に指定されている文化財の保存におけるその問題点だとか、あるいは私たちが今文化財の調査なんかやっておりますけれども、その辺のご報告を申し上げて、それについてご意見を伺うとかというような形で、今申し上げた二、三回開催しているわけですが、そんな中で専門の方なりのご意見の中から、ぜひこれは指定した方がいいんじゃないかという文化財が出たときには文化財審議会に諮問という形で諮りまして、それでご審議をいただいて指定をしていると。

そういうことで、その指定という観点から申し上げますと、一番身近では昨年11月に浅草観音寺の仏像をご審議いただいて指定したわけであります。それから、その前さかのぼりますと、平成3年に無形文化財であります向井流水法ですか、これをご審議いただいて指定したと。この2件ぐらいがご審議いただいている案件でございます。

○斉藤（陽）委員

それで、一例として伺いますけれども、昨年ですか、以前の予算特別委員会でも他党の委員の方から議論されていたんですけれども、望洋東公園というところに桜チャシというアイヌ民族の、目的についてはいろいろな議論ありますけれども、儀式的場所とかいろいろなとらえ方あるようですが、その桜チャシという遺跡というか史跡があるんですが、これについてはまず市の指定の文化財となるような、そういった可能性があるのかどうか。また、過去にこの桜チャシについてのそういう指定の検討がされたということがあるかどうか。

○社会教育課長

先に、後段の桜チャシの過去に文化財指定に向けて審議会等で検討したことがあるかどうかということにつきましては、ございません。ただ、桜チャシにつきましては、これは前回のときにちょっとお答えしたんですけれども、日高とか十勝地方にはたくさんあって、そうそう珍しいものではないということなんですけれども、後志の方では非常に早くから開けているということもありまして、アイヌ期の文化財といえますか、遺産としては非常に貴重なものであるという認識は持っております。

それで、この桜チャシにつきましては、本年の5月に札幌国際大学の考古学研究室というところが測量調査を実施いたしまして、私どもの学芸員もこれに協力をして、一緒にやったんですけれども、その報告が来年の3月に出されると聞いておりますので、その報告を見た上で、さらにはそれ以上のまた現状、破壊の状況とかいろいろ調査

しなければならんこともあるかもしれませんが、そんなものも必要な場合には調査をして、指定するか、しないかというような判断をしてまいりたいと。

○斉藤（陽）委員

それでは、この一例桜チャシなんですけれども、このような桜チャシのような形で一応文化財としては教育委員会として認識をされていると。けれども別に指定はしないというような形で、そういう教育委員会として認識をされている文化財というのは本市にどのくらいございますか。

○社会教育課長

ただいまの質問はちょっと非常に難しいご質問でありまして、ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、今ひとつ国の文化財の考え方というのがちょっと変化してきていまして、以前はやっぱり非常に古いもの、江戸の中期以前のを、非常にそういうものを重要視して文化財指定に向けて文化財の保護を進めてきましたけれども、近年になりまして、明治になってから100年以上たったということで、明治以後につくられた日本の近代化に貢献した建造物だとか構造物などを、そういうものを非常に貴重だという意識の中で、それらを文化財に指定して保存していこうと、こういうような動きに今なっています。

そういう意味から考えますと、ご案内のとおり、小樽は非常に明治以降早くから開けていますので、そういう小樽の近代化といいますか、日本の近代化といいますか、そういうものに貢献してきたいわゆる近代化遺産というのが非常に多くございますので、それらの中で指定に値するものがいくらあるのかということについては、ちょっと数では私の方も申し上げることができないんですけれども、今現在いろいろなジャンルの文化財について私たちの方でもいろいろ調査を年次計画の中でやっていますので、そんな中でやはり貴重なものがありましたら、それはまたご専門の方のご意見を聞く、あるいはその文化財審議会に諮るような形の中で指定をしていきたいというふうに考えてございます。

○斉藤（陽）委員

そういうことであれば、数え切れないぐらいあるという、そういうふうにも受け取れますので、調査体制の強化といいますか、そういった調査研究体制をより充実するような必要も出てくるんじゃないかと思います。

それで、今の代表質問で伺いました地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業という長い名前なんですけれども、要するに地域文化財の自治省で行っている事業ですね、保全のための事業。これについては、国・道・市の指定文化財の保存活用のためには今後導入も検討したいという前向きのご答弁をいただいたんですけれども、地域のいろいろな民間団体がいろいろな保全の取り組みなんかを行っている場合については対象にならないというご答弁だったんですが、この理由についてはどのような理由からそうなったんでしょうか。

○社会教育課長

今の長い名前は自治省で考えたものなんですけれども、これは国の指定の文化財を修理する場合は、国の補助という形での財政支援があるんですけれども、その地域での地方公共団体が指定した文化財については、国のそういう援助が全くないと。そういう中で、それを補うといいますか、サポートする意味でこれつくられた制度でありまして、そういうことから道なり市なりが指定している文化財を保存する、修理するときにこの自治省の制度が活用できるという仕組みになっていまして、その内容というものはそのかかった事業の方を地方債で、充当率75%と言っていますけれども、で充当しようというようなそういう仕組みなものですから、地方自治体は事業主になってやる事業でなければ、なかなかそれは該当にならないと、こういう具合に理解しております。

○斉藤（陽）委員

というようなことでありますと、例えば桜チャシですね、その桜チャシが市の指定を受けた、指定文化財になって、それがまた市の整備事業の計画が立てられたというような形では、例えばの話ですけれども、こういう今の自治省の事業制度というようなことも考えられるわけですね。

○社会教育課長

いろいろな助成の制度なんかがありますので、どれを一番使うのが有利かというようなこともありますけれども、少なくとも今のお話のようなことになった場合、それを使うことは、この制度を使うことは可能だと思います。

○斉藤（陽）委員

わかりました。

○委員長

公明党の質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

◎学校管理規則について

教育委員会にお尋ねいたします。

我が党の代表質問、中村議員、それから私も一般質問で、国旗国歌、それから校長会等々の連携、あるいは46協定云々、いろんな質問をさせていただきまして、教育長の方からがんばってやるんだという答弁をいただきました。答弁のコピーをいただきました行間からは、来年の実施率は相当上がるという気がいたしますので、期待申し上げます。

今日は学校管理規則について何点かお尋ね申し上げます。

その前に、現場での、小中学校での職員会議の現状の開催形態というか、どういう状態で職員会議が開催されているか、把握されている範囲でお示してください。

○指導室長

職員会議でありますけれども、これは各学校におきまして、年間の計画等ございますけれども、だいたい月に1度ないし2度、1ヶ月の授業、あるいは1学期の授業や行事内容等を見通す中で、それぞれその時期に応じた議題について協議をするということがひとつあります。それから、学校の教育推進におきましては、日常的な生徒指導等の問題もございますので、そういう点の連絡を行い、指導内容の徹底を図る、そういう点で開催されています。

○横田委員

学校教育法の施行規則の23条関係には職員会議という項目がありまして、23条の2、これは小学校の分ですが、小学校には設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる、さらに23条の第2項では、職員会議は校長が主宰する、となっている。主宰は中心となる、全体を取りまとめるという意味だと思いますが、これはこの通りで間違いないでしょうか。

○（学教）総務課長

それは間違いございません。

○横田委員

現行、小樽市の学校管理規則ではどうなっているんですか。

○（学教）総務課長

小樽市の学校管理規則におきましては、職員会議として第8条に、校長は、校務の運営上、必要があるときは、職員の会議を開き、所属職員の意見を聞いて適正な学校の運営に努めなければならない。このように規定されています。

○横田委員

現行の当市の学校管理規則ですと、校長が主宰するというような文言はないように、今聞きました。校長先生は当然のようにその学校の管理運営をつかさどるトップであります。当然職員会議も校長自らの補助機関といえるでしょうか、そういう形で自らが管理していく、当然そこで出たことをいろいろ勘案しながら、最後は管理運営は自分

の判断でなさるというのが当然ではないかと思うわけですが、道立学校の北海道立学校管理規則というのが道にあります、これの一部を改正する規則が本年11月1日付けで各道立学校長に届いております。この中でも、今まで校務の分掌等という項目の中に、校長は校務の運営上必要があるとき云々という項目の中に主宰の文字がなかったわけですが、これを職員会議という新たな項目を作りまして、先ほどの学校教育法施行規則と同様に、校長はその職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くものとする、職員会議は校長が主宰する、こういうふうになっています。代表質問、一般質問等々でもいいましたが、なかなか校長先生と教職員の皆さんとがうまく連携を取れなくて、いろいろなさまざまな教育上の問題も出てきているということです、ぜひ本市も管理規則を改定していただきたい。現在、この前の10月末くらいの新聞だったと思いますが、道内で各市町村教委で改正が今年済んでいる、私の記憶では30数市町村教委と記憶していましたが、現在の数はどのくらいですか。

○（学教）総務課長

現在、札幌市を含めた道内10万以上の都市を例にとりますと、既に改正を行っているのは、札幌市、帯広市、苫小牧市の3市が既に改正を行っています。それ以後、13年の1月1日改正は函館、室蘭、北見、江別の4市が予定している。検討中につきましては当市を含めまして3市ということになってございます。

○教育長

国の学校教育法施行規則の改正は地方分権とのからみで春になされたものでありますが、それを受けまして、北海道教育委員会は10月18日付けで道の学校管理規則を改正いたしました。その通知がただいまご指摘がありました11月1日の各道立高等学校長宛の通知でございます。それを受けまして各道立学校では来年の3月末を目途に順次各学校で職員会議にかかわる内規や規則を改正する予定となっています。また、市町村の学校におきましては、今の総務課長の説明の通りであります、後志管内におきましては11月の下旬に1つの町が改正いたしました。現在各町村ではそのための準備・検討をいたしておりまして、来年の早い時期を目途に改正をいたしたいと言っております。私たち、教育長会議で後志管内は一致して改正すべきものであるということで、小樽市においても現在検討の準備を進めているところでございます。

○横田委員

学校管理規則は当然事務の管理運営に関する事項ということですので、教職員団体との交渉事項ではないと思います。今、教育長のお話では検討中とのことですが、早急に、他市町村の動きもありますし、もちろん道はそうすし、本市でも改正していただきたい。

こう思っているわけですが、いろいろな声が聞こえてきます。父母の皆さんの中から校長先生が大変でしょうと、先生方が強すぎますと、強すぎるというのは腕力が強いという事ではなく、いろいろな面で強いということでしょうが。勉強の進度も他都市に比べて遅れている部分が多いんじゃないとか、こういう部分がその他もろもろ聞こえてきます。ぜひ、特に小樽、国旗国歌の問題も抱えておりますし、改訂を急ぐべきだと思いますが、いつごろ作業を具体的に進めるのですか。

○教育長

ただいま議会開会中でございますので、この議会が終了いたしましたら、教育委員会を開催いたしまして、その教育委員会の中で協議を進め決定いたしたいと、そういう心づもりでございます。

○横田委員

では年内ということでしょうか。

○教育長

教育委員会の開催は、定例会が月1回ということになっております。現在、当面、年度の新しい予算のことで教育委員会を年内に一度開催いたしたいと思っておりますけれども、1回の協議でなかなか協議が進まない場合も予想されますので、ここ1月をかけて何回の委員会、あるいは協議を重ねて実施いたしたい、検討を進めたいと、そう

いうふうに、私、事務局としてはそのような計画を持っております。

○横田委員

わかりました。近々中にとのことだと思いますが、ひとつ管理規則改定されても、これが守られなければ、もちろん意味がないわけですので、守られる手だてだとか、それから教育委員会もしっかりバックアップされて、管理規則が厳正に施行されるといいましようかね、にしていきたいと思います。

私の方からは以上です。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後5時00分

○委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

自民党、横田委員。

○横田委員

自由民主党を代表して、議案第17号「小樽市非核港湾条例」を否決とすることに賛成の討論を行います。

わが国には非核三原則、やはりこれが国是として現実に存在しております。また、本市は非核平和都市宣言をしているなどのことから、いわゆる本条例による非核証明書の提示、これは必要ないとの判断をするものであります。詳しくは本会議で述べますので、これが我が党の見解であります。

よって、否決とすることの討論といたします。

以上です。

○新谷委員

議案第17号については、賛成の討論をします。

非核港湾条例については、先ほどの北野委員の質問で明らかになったように、市長の言う3条件は、肝心の外務省の言うアメリカから事前協議がないから核兵器は積まれていないと判断する見解では、核兵器持ち込みは自由となります。したがって、議会の側から非核条例をつくり、小樽非核平和を実現しようというものです。

高知県の非核条例制定をめぐる、外務省は地方公共団体の事務としては許されないとの態度ですが、周辺事態安全確保法第9条に関する政府の見解、解説は、港湾施設使用については国の事務とは分離して、あくまで港湾管理者の権限について語っております。外務省の見解とは対照的です。ぜひ、この非核港湾条例に賛成をお願いいたします。

それから、次、請願第40号、通学バス代全額助成方についてですけれども、先ほど質問でも言いましたけれども、保護者負担を軽減すること、そして子供たちを何よりも安全に通学させる上で、本来は全額支給が必要だと思います。しかし、財政的に困難であれば、せめて冬期間4カ月全面助成ということを保護者も望んでいるんですから、ぜひこの要望にこたえるべきだと思います。これは採択を主張します。

それから、請願第41号、中学校適正配置計画実施計画の見直し方についてですが、先ほどの第3回定例会ではこれを廃校とする条例が決まりましたけれども、しかしなおかつ、2,000筆以上の署名が集まったということは、この案に賛成できない、また異論を唱えている人がまだまだ多いということです。石山町会では、町会挙げて学校の存続を求めていますし、依然として現中学校に残りたいという子供の声を聞いています。

なぜ、こういう署名を出したのか、請願者の声も聞かない、また反対の意見も言えないというのはおかしいと思います。市民の代表なんですから、少なくとも反対意見を述べるべきだと思います。この件については採択を主張します。

なお、継続中の案件については採択を主張します。詳しくは本会議で述べます。

以上です。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決をいたします。

まず、請願第41号、第1項目について採決いたします。

採択と決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第17号について採決をいたします。

可決と決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、請願第40号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、陳情第2号、第30号について一括採決をいたします。

継続審査と決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について一括採決いたします。

お諮りいたします。議案は可決、請願・陳情は採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。